

平成30年9月21日

▼タイトル

市職員の懲戒処分について

下記のとおり職員の懲戒処分を行いましたので資料提供します。

記

- 1 被処分者 市民生活部地域振興局 主監 男性 50歳
- 2 処分の内容 免職
- 3 処分年月日 平成30年9月21日

4 事実の概要

被処分者は、平成30年5月19日（土）午前6時23分頃、前日夜から当日早朝にかけて飲酒をした状態で自家用車を運転し、高島市マキノ町蛭口地先の道路脇の水路に左側前輪および後輪を脱輪させる自損事故を起こした。

その後、警察の捜査の結果、平成30年9月20日付けで、滋賀県公安委員会から、道路交通法違反（酒酔い運転、事故不申告）により運転免許取消の行政処分を受けた。

5 処分理由

この非違行為は、地方公務員法第29条第1項第1号「法令等に違反した場合」および第3号「全体の奉仕者たるにふさわしくない非行があった場合」に該当するとともに、同法第33条「職員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない」の規定に違反する。

6 市長コメント

交通事故防止のため、日頃から職員に注意喚起し、交通安全を推進している中、また、全国的にも飲酒運転の根絶が叫ばれているところ、法令遵守を率先垂範すべき公務員が、道路交通法違反を犯したことは、誠に遺憾であり、市民の皆様からお詫び申し上げます。

今後は二度とこのようなことが起こらないよう、職員には綱紀の肅正を徹底するとともに、公務員としての自覚を促し、市民の皆様の信頼回復に努めてまいります。

▼問い合わせ先

○所 属： 高島市役所 総務部 人事課

○電話番号： 0740(25)8525